

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員給与規程（平成16年旭医大達第155号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(日給) 第6条 日給は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 医員、医員（研修医）及び研修医である職員については、毎年度、予算の範囲内で日給として別に定める。 (2) 前号以外の職員については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる基本給月額額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額をもって日給とする。 （（基本給月額×12）／（38.75×52））×定められた1日の勤務時間数	(日給) 第6条 日給は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 医員、医員（研修医）及び研修医である職員については、毎年度、予算の範囲内で日給として別に定める。 (2) 前号以外の職員については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる基本給月額額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額をもって日給とする。 （（基本給月額×12）／（38.75×52））×定められた1日の勤務時間数
2 職員のうち、旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号。以下「常勤職員の給与規程」という。）第17条（基本給の調整額）の別表に掲げる者と同様の職務を行うものと認められる者で、かつ、勤務命令等が常勤の職員の例により取り扱われている者については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる基本給の調整額を、日給の算出の基礎となる額に加算することができる。	2 職員のうち、旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号。以下「常勤職員の給与規程」という。）第17条（基本給の調整額）の別表に掲げる者と同様の職務を行うものと認められる者で、かつ、勤務命令等が常勤の職員の例により取り扱われている者については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる基本給の調整額を、日給の算出の基礎となる額に加算することができる。
3 職員のうち、常勤の職員として採用した場合に常勤職員の給与規程第19条第1項第2号及び第3号に規定する初任給調整手当並びに第34条の15に規定するベースアップ評価料対象手当の支給対象となる職員については、当該職員が受けることとなる当該手当の月額	3 職員のうち、常勤の職員として採用した場合に常勤職員の給与規程第19条第1項第2号及び第3号に規定する初任給調整手当の支給対象となる職員については、当該職員が受けることとなる初任給調整手当の月額を、日給の算出の基礎となる額に加算することがで

を、日給の算出の基礎となる額に加算することができる。

(略)

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、雇用予定期間が引き続き6ヶ月以上におよぶ者（基準日において職員でなくなった者、医員、医員（研修医）及び研修医を除く。）に、予算の範囲内で支給することができる。

(略)

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在における次に定める額とする。

(1) 日給額が、当該職員を常時勤務する職員として採用したと仮定した場合において支給することとなる基本給月額、基本給の調整額の月額並びに初任給調整手当及びベースアップ評価料対象手当の月額（以下この条において「基本給月額等」という。）を基礎として、次の算式により算出されている場合においては、基本給月額等から初任給調整手当及びベースアップ評価料対象手当の月額を除いた額とする。

$$\text{日給額} = \left(\left(\text{基本給月額等} \times 12 \right) / \left(38.75 \times 52 \right) \right) \times 7.75$$

(2) 日給額が、前号の算式により算出された額を基に別に決定されている場合においては、次の算式により算出される額とする。

$$\text{期末手当基礎額} = \left(\text{基本給月額等} - \text{初任給調整手当} \right) \times \left(\text{日給額} / \left(\left(\text{基本給月額等} - \text{初任給調整手当} \right) \times 12 \times 7.75 \right) / \left(38.75 \times 52 \right) \right)$$

(略)

附 則

この規程は、令和6年12月4日から施行し、改正後の旭川医科大学非常勤職員給与規程の規定は、令和6年6月1日から適用する。

【改正理由】

診療報酬加算による医療に従事する職員へのベースアップを行うため、所要の改正を行うものである。

きる。

(略)

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、雇用予定期間が引き続き6ヶ月以上におよぶ者（基準日において職員でなくなった者、医員、医員（研修医）及び研修医を除く。）に、予算の範囲内で支給することができる。

(略)

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在における次に定める額とする。

(1) 日給額が、当該職員を常時勤務する職員として採用したと仮定した場合において支給することとなる基本給月額、基本給の調整額の月額及び初任給調整手当の月額（以下この条において「基本給月額等」という。）を基礎として、次の算式により算出されている場合においては、基本給月額等から初任給調整手当の月額を除いた額とする。

$$\text{日給額} = \left(\left(\text{基本給月額等} \times 12 \right) / \left(38.75 \times 52 \right) \right) \times 7.75$$

(2) 日給額が、前号の算式により算出された額を基に別に決定されている場合においては、次の算式により算出される額とする。

$$\text{期末手当基礎額} = \left(\text{基本給月額等} - \text{初任給調整手当月額} \right) \times \left(\text{日給額} / \left(\left(\text{基本給月額等} - \text{初任給調整手当月額} \right) \times 12 \times 7.75 \right) / \left(38.75 \times 52 \right) \right)$$

(略)